

外国 PEPs（外国の政府等において重要な地位を占める者等）

外国 PEPs とは、外国の政府等において重要な公的地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。

外国 PEPs（重要な公的地位にある者）に該当する方は、次のとおりです。

1. 外国の元首

2. 外国において下記の職にある者

- ①わが国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ②わが国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ③わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ④わが国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ⑤わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ⑥中央銀行の役員
- ⑦予算について国会の議決を経るかまたは承認を受けなければならない法人の役員

3. 過去に1または2であった者

4. 上記1～3に該当する者の家族

外国 PEPs に含まれることとなる家族は以下となります。

- ・配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む）
- ・父母
- ・子（実子以外の子も含む）
- ・兄弟姉妹
- ・配偶者の父母

5. 1～4が実質的支配者である法人